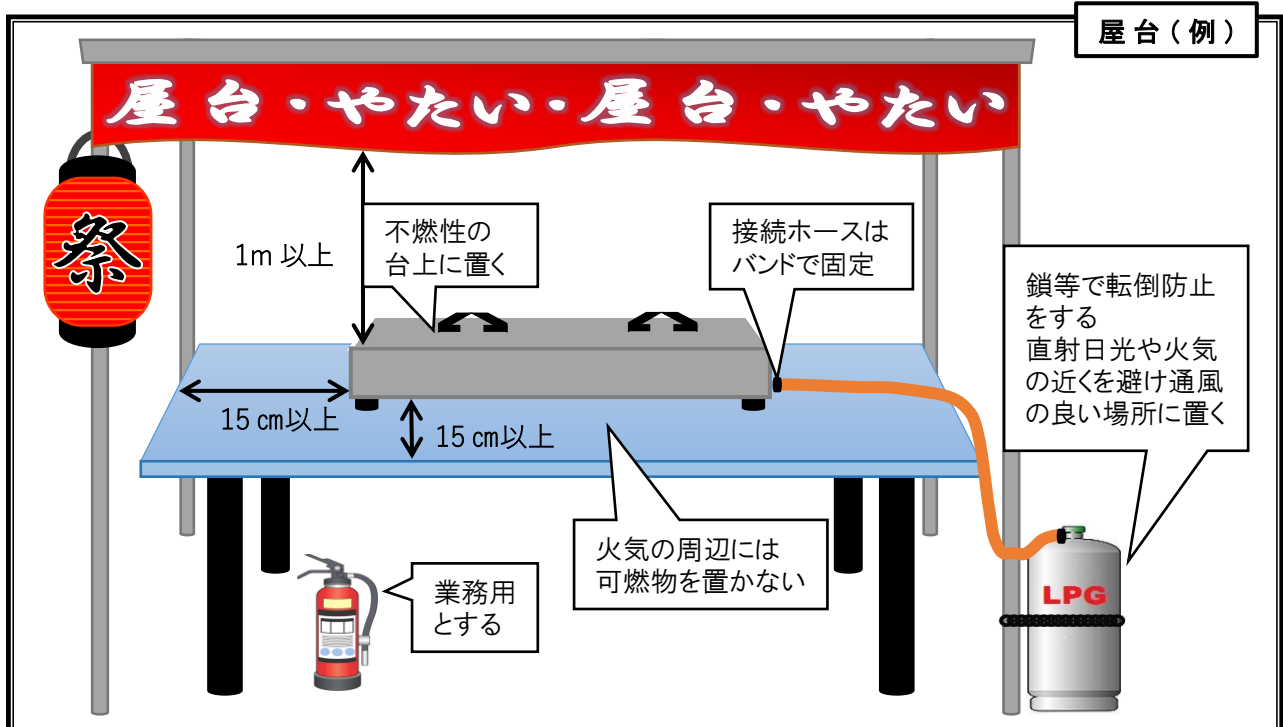


露店での火気取扱いに関するチェックポイント



- 火気器具などの周りには、火災予防上安全な距離を保つ。
- 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用する。
- 地震などで可燃物が落下しないように対策を講じる。
- 鉄板、ステンレス板などの**不燃性の台上で使用する**。(アルミホイル不可)
- 火気器具は故障し、または破損したものを使用しない。
- 火気器具の周囲は常に整理し、可燃物をみだりに放置しない。
- 燃料（ガス）漏れがないことを確認してから点火する。
- カセットコンロを複数並べて使用しない。
- **業務用消火器を準備**する。(腐食は無いか。また、住宅用や家庭用と記載されていないもの)
- ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検する。
- プロパンガス**ボンベは直射日光の当たらない通気性の良い場所**に設置し、転倒しないよう**鎖等で固定**する。
- **ガソリンは消防法で定められた金属製容器**で持ち運ぶ。
- **燃料を補給する場合は、エンジンを停止し、ガソリン携行缶の圧力調整ネジ等で容器内の圧力を下げてから補給**する。
- ガソリン携行缶は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い場所で貯蔵・取扱う。
- 電気コードは、タコ足配線しない。また、水のかかる場所には、防水性能のあるものを使用する。
- 2日以上連続して露店を開設される場合は、放火防止対策をする。



イベント会場等における留意事項

《照明器具について》

- 可燃物の近傍で照明器具を用いる場合は、当該照明器具の熱により可燃物が高温になることがないように十分配慮してください。
- 電球をソケットに確実に接続する、絶縁被覆するなどにより照明器具の充電部分は、露出して使用しないでください。
- 照明器具又は配線は動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに過度の荷重、張力が加わらないようにしてください。

《ガソリンの貯蔵・取扱いについて》

- ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いない。例えばガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があります。また、消火器を必ず準備しましょう。
- ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすることが必要です。特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払きましょう。万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。

ガソリンの貯蔵に適した容器の例



(金属製容器であることが必要)

ガソリンの貯蔵に適さない容器の例



(樹脂製容器は火災危険性が高い)

《問い合わせ先》

羽島郡広域連合消防本部

西消防署 TEL 058(388)1195
東消防署 TEL 058(246)0119
予防課 TEL 058(388)1198

